

第8章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本事業が環境に及ぼす影響として、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水質、土壌汚染、廃棄物、資源循環、地球温暖化、景観が想定され、これらの11項目について、調査、予測及び環境保全措置・環境創造措置の検討を踏まえた評価を行った。

各項目の調査、予測、環境保全措置・環境創造措置の検討及び評価の概要は、表 8-1～表 8-14 に示すとおりである。

評価に当たっては、「環境負荷影響の回避・低減に係る評価」及び「良好な環境の創造に係る評価」の2つの観点で行うとともに、環境基準その他の国、県及び尼崎市による環境の保全に関する施策によって、環境影響評価項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該評価において当該基準又は目標と照らし、当該基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討した。

その結果、本事業は工事中及び施設の存在・供用において、概ね環境基準その他の国、県及び尼崎市による環境の保全に関する施策との整合性は図られるとともに、環境負荷影響を回避・低減し、環境創造のための措置を実施するなど良好な環境保全の創造に向けて努めていると評価した。

本事業の実施に係る今後の詳細な計画の検討に当たっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行う。特に資源循環については、建設工事及び施設運営の際に一般廃棄物の分別回収を推進し、再資源化を促進する。

なお、工事中及び施設の存在・供用において、事後調査の結果を踏まえ、現段階で予測し得なかった著しい環境影響がみられる場合は、必要に応じて適切な措置を講じることとする。

表 8-1 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																										
	環境要素の区分	影響要因の区分																												
大気質	大気質 (窒素酸化物、浮遊粒子状物質)	工事用車両の走行	<p>・大気質</p> <p><一般環境(4季調査)></p> <p>調査期間中の各地点における年平均値は、二酸化窒素が 0.015~0.016ppm、二酸化硫黄が 0.001ppm、浮遊粒子状物質が 0.017~0.022mg/m³ であり、全ての項目・期間・地点において環境基準を下回っていた。</p> <p>塩化水素は、各地点の年平均値は 0.001ppm 未満であり、全地点で目標環境濃度を下回っていた。</p> <p>ダイオキシン類の年平均値は 0.015~0.017pg-TEQ/m³ であり、全ての期間・地点において環境基準を下回っていた。</p> <p>水銀は、各地点の年平均値は 0.004μg/m³ 未満であり、全地点で指針値を下回っていた。</p> <p><沿道環境(4季調査)></p> <p>調査期間中の季節別の各地点における平均値は、二酸化窒素が 0.019ppm、浮遊粒子状物質が 0.018mg/m³ であり、全地点で環境基準を下回っていた。</p> <p>・気象</p> <p><地上気象></p> <p>事業計画地内における最多風向は北北東の風、風速の期間平均値は 2.7m/s、日平均値の最高値は 6.8m/s、静穏率は 2.03%、日射量の期間平均値は 0.17kW/m²、放射収支量の期間平均値は 0.079 kW/m²、気温の期間平均値は 17.9℃、湿度の期間平均値は 64%であった。</p> <p>風向は、冬季は西の風、春季は北北東の風、夏季は西南西の風、秋季は北北東の風が卓越していた。</p>	<p>1.予測結果</p> <p>工事用車両の走行に伴う寄与濃度の年平均値は二酸化窒素が 0.000057ppm、浮遊粒子状物質が 0.00004mg/m³ となった。また、バックグラウンド濃度と寄与濃度を足し合わせた予測結果は、二酸化窒素が 0.018ppm、浮遊粒子状物質が 0.022mg/m³ となった。</p> <p>2.環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両台数の低減：掘削に伴い発生する土砂は、可能な限り事業計画地内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を低減する。 ・車両の維持管理：工事用車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、車両から発生する排出ガス等を適正に保つ。 ・運転手の教育・指導：工事用車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。 ・自動車 NOx・PM 法の排出基準適合車を使用：自動車 NOx・PM 法の排出基準適合車を使用し、車両から発生する大気汚染物質の削減に努める。 <p>3.評価結果</p> <p>・環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>二酸化窒素の年平均値は、0.018ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は、0.022mg/m³ となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価</p> <p>二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は、0.031ppm であり、環境保全目標値とした「0.04~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下」を満足する値となる。</p> <p>浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は、0.053mg/m³ であり、環境保全目標値とした「0.10mg/m³ 以下」を満足する値となる。</p> <p>以上の結果より、工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p style="text-align: center;"><工事用車両の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測・評価結果></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">寄与濃度</th> <th rowspan="2">バックグラウンド濃度</th> <th rowspan="2">予測結果 (年平均値)</th> <th rowspan="2">日平均値の年間 98%値又は 日平均値の年間 2%除外値</th> <th rowspan="2">環境保全目標値^{注)}</th> </tr> <tr> <th>現況交通量</th> <th>工事用車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>県道 57 号尼崎港線 (中在家緑地入口)</td> <td>0.0015</td> <td>0.000057</td> <td>0.016</td> <td>0.018</td> <td>0.031</td> <td>0.04~0.06 のゾーン内 又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>県道 57 号尼崎港線 (中在家緑地入口)</td> <td>0.00011</td> <td>0.000004</td> <td>0.022</td> <td>0.022</td> <td>0.053</td> <td>0.10 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)：「二酸化窒素に係る環境基準について」および「大気の汚染に係る環境基準について」の環境基準の値を適用した。</p>	項目	予測地点	寄与濃度		バックグラウンド濃度	予測結果 (年平均値)	日平均値の年間 98%値又は 日平均値の年間 2%除外値	環境保全目標値 ^{注)}	現況交通量	工事用車両	二酸化窒素 (ppm)	県道 57 号尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.0015	0.000057	0.016	0.018	0.031	0.04~0.06 のゾーン内 又はそれ以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	県道 57 号尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.00011	0.000004	0.022	0.022	0.053	0.10 以下
項目	予測地点	寄与濃度		バックグラウンド濃度			予測結果 (年平均値)	日平均値の年間 98%値又は 日平均値の年間 2%除外値					環境保全目標値 ^{注)}																	
		現況交通量	工事用車両																											
二酸化窒素 (ppm)	県道 57 号尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.0015	0.000057	0.016	0.018	0.031	0.04~0.06 のゾーン内 又はそれ以下																							
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	県道 57 号尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.00011	0.000004	0.022	0.022	0.053	0.10 以下																							

表 8-2 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																																																																																																																
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																																																																		
大気質	大気質 (二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀)	施設の稼働	(前ページ参照)	<p><長期平均濃度></p> <p>1. 予測結果 施設の稼働に伴う大気質の年平均値の最大着地濃度地点は事業計画地南南西側約 310mの位置に出現し、寄与濃度は二酸化窒素が 0.0015ppm、二酸化硫黄が 0.00090ppm、浮遊粒子状物質が 0.00085mg/m³、塩化水素が 0.0022ppm、ダイオキシン類が 0.0085pg-TEQ/m³、水銀が 0.0026μg/m³と予測され、いずれの項目についても、バックグラウンド濃度に対して極めて低い濃度となった。また、バックグラウンド濃度と寄与濃度を足合わせた予測結果は、二酸化窒素が 0.018ppm、二酸化硫黄が 0.002ppm、浮遊粒子状物質が 0.023mg/m³、塩化水素が 0.003ppm、ダイオキシン類が 0.043pg-TEQ/m³、水銀が 0.007μg/m³となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・排出ガスの処理、燃焼管理：高効率の排出ガス処理設備の採用及び焼却炉の適切な燃焼管理・監視を行い、排出ガス濃度の公害防止基準値を遵守する。 ・排出ガス濃度等の情報公開：排出ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開によって一般市民が本施設の運転状況を確認できるようにする。</p> <p>3. 評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 最大着地濃度地点（事業計画地南南西側約 310m）の予測結果は、二酸化窒素が 0.018ppm、二酸化硫黄が 0.002ppm、浮遊粒子状物質が 0.023mg/m³、塩化水素が 0.003ppm、ダイオキシン類が 0.043pg-TEQ/m³、水銀が 0.007μg/m³となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は、最大着地濃度地点（事業計画地南南西側約 310m）で 0.035ppm であり、環境保全目標値とした「0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下」を満足する値となった。 二酸化硫黄の年平均値の年間 2%除外値は、最大着地濃度地点（事業計画地南南西側約 310m）で 0.005ppm であり、環境保全目標値とした「0.04ppm 以下」を満足する値となった。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間 2%除外値は、最大着地濃度地点（事業計画地南南西側約 310m）で 0.054mg/m³であり、環境保全目標値とした「0.10mg/m³以下」を満足する値となった。 塩化水素の予測結果は、最大着地濃度地点（事業計画地南南西側約 310m）で 0.003ppm であり、環境保全目標値とした「0.02ppm 以下」を満足する値となった。 ダイオキシン類の予測結果は、最大着地濃度地点（事業計画地南南西側約 310m）で 0.043pg-TEQ/m³であり、環境保全目標値とした「0.6pg-TEQ/m³以下」を満足する値となった。 水銀の予測結果は、最大着地濃度地点（事業計画地南南西側約 310m）で 0.007μg/m³あり、環境保全目標値とした「0.04μg/m³以下」を満足する値となった。 以上の結果より、施設の稼働に伴う二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀の長期平均濃度の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>																																																																																																																
				<p style="text-align: center;"><施設の稼働に伴う大気質の予測・評価結果（長期平均濃度）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="3">年平均値</th> <th rowspan="2">日平均値^{注1)}</th> <th rowspan="2">環境保全目標値^{注2)}</th> </tr> <tr> <th>寄与濃度(A)</th> <th>バックグラウンド濃度(B)</th> <th>予測結果(A)+(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">二酸化窒素(ppm)</td> <td>初島子ども広場</td> <td>0.00028</td> <td>0.015</td> <td>0.015</td> <td>0.031</td> <td rowspan="3">0.04～0.06までのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>築地公園</td> <td>0.000093</td> <td>0.016</td> <td>0.016</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.0015</td> <td>0.016</td> <td>0.018</td> <td>0.035</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">二酸化硫黄(ppm)</td> <td>初島子ども広場</td> <td>0.00016</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>0.004</td> <td rowspan="3">0.04以下</td> </tr> <tr> <td>築地公園</td> <td>0.000054</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.00090</td> <td>0.001</td> <td>0.002</td> <td>0.005</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">浮遊粒子状物質(mg/m³)</td> <td>初島子ども広場</td> <td>0.00016</td> <td>0.017</td> <td>0.017</td> <td>0.044</td> <td rowspan="3">0.10以下</td> </tr> <tr> <td>築地公園</td> <td>0.000052</td> <td>0.022</td> <td>0.022</td> <td>0.053</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.00085</td> <td>0.022</td> <td>0.023</td> <td>0.054</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">塩化水素(ppm)</td> <td>初島子ども広場</td> <td>0.00041</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>—</td> <td rowspan="3">0.02以下</td> </tr> <tr> <td>築地公園</td> <td>0.00014</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.0022</td> <td>0.001</td> <td>0.003</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ダイオキシン類(pg-TEQ/m³)</td> <td>初島子ども広場</td> <td>0.0016</td> <td>0.034</td> <td>0.036</td> <td>—</td> <td rowspan="3">0.6以下</td> </tr> <tr> <td>築地公園</td> <td>0.00052</td> <td>0.028</td> <td>0.029</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.0085</td> <td>0.034</td> <td>0.043</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水銀(μg/m³)</td> <td>初島子ども広場</td> <td>0.00047</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>—</td> <td rowspan="3">0.04以下</td> </tr> <tr> <td>築地公園</td> <td>0.00015</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.0026</td> <td>0.004</td> <td>0.007</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測地点	年平均値			日平均値 ^{注1)}	環境保全目標値 ^{注2)}	寄与濃度(A)	バックグラウンド濃度(B)	予測結果(A)+(B)	二酸化窒素(ppm)	初島子ども広場	0.00028	0.015	0.015	0.031	0.04～0.06までのゾーン内又はそれ以下	築地公園	0.000093	0.016	0.016	0.033	最大着地濃度地点	0.0015	0.016	0.018	0.035	二酸化硫黄(ppm)	初島子ども広場	0.00016	0.001	0.001	0.004	0.04以下	築地公園	0.000054	0.001	0.001	0.004	最大着地濃度地点	0.00090	0.001	0.002	0.005	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	初島子ども広場	0.00016	0.017	0.017	0.044	0.10以下	築地公園	0.000052	0.022	0.022	0.053	最大着地濃度地点	0.00085	0.022	0.023	0.054	塩化水素(ppm)	初島子ども広場	0.00041	0.001	0.001	—	0.02以下	築地公園	0.00014	0.001	0.001	—	最大着地濃度地点	0.0022	0.001	0.003	—	ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	初島子ども広場	0.0016	0.034	0.036	—	0.6以下	築地公園	0.00052	0.028	0.029	—	最大着地濃度地点	0.0085	0.034	0.043	—	水銀(μg/m ³)	初島子ども広場	0.00047	0.004	0.004	—	0.04以下	築地公園	0.00015	0.004	0.004	—	最大着地濃度地点	0.0026	0.004	0.007	—
項目	予測地点	年平均値					日平均値 ^{注1)}	環境保全目標値 ^{注2)}																																																																																																												
		寄与濃度(A)	バックグラウンド濃度(B)	予測結果(A)+(B)																																																																																																																
二酸化窒素(ppm)	初島子ども広場	0.00028	0.015	0.015	0.031	0.04～0.06までのゾーン内又はそれ以下																																																																																																														
	築地公園	0.000093	0.016	0.016	0.033																																																																																																															
	最大着地濃度地点	0.0015	0.016	0.018	0.035																																																																																																															
二酸化硫黄(ppm)	初島子ども広場	0.00016	0.001	0.001	0.004	0.04以下																																																																																																														
	築地公園	0.000054	0.001	0.001	0.004																																																																																																															
	最大着地濃度地点	0.00090	0.001	0.002	0.005																																																																																																															
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	初島子ども広場	0.00016	0.017	0.017	0.044	0.10以下																																																																																																														
	築地公園	0.000052	0.022	0.022	0.053																																																																																																															
	最大着地濃度地点	0.00085	0.022	0.023	0.054																																																																																																															
塩化水素(ppm)	初島子ども広場	0.00041	0.001	0.001	—	0.02以下																																																																																																														
	築地公園	0.00014	0.001	0.001	—																																																																																																															
	最大着地濃度地点	0.0022	0.001	0.003	—																																																																																																															
ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	初島子ども広場	0.0016	0.034	0.036	—	0.6以下																																																																																																														
	築地公園	0.00052	0.028	0.029	—																																																																																																															
	最大着地濃度地点	0.0085	0.034	0.043	—																																																																																																															
水銀(μg/m ³)	初島子ども広場	0.00047	0.004	0.004	—	0.04以下																																																																																																														
	築地公園	0.00015	0.004	0.004	—																																																																																																															
	最大着地濃度地点	0.0026	0.004	0.007	—																																																																																																															
				<p>注1) 二酸化窒素は年平均値の年間 98%値を、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は年平均値の年間 2%除外値を示す。 注2) 環境基準が定められているものは「大気の汚染に係る環境基準について」または「二酸化窒素に係る環境基準について」における環境基準の値を、塩化水素については「許容限度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度を参考とした値を、水銀については「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」に示された有害大気汚染物質に係る指針値をそれぞれ適用した。</p>																																																																																																																

表 8-3 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
大気質	大気質 (二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀)	施設の稼働	(前ページ参照)	<p><短期濃度(1時間値)></p> <p>1. 予測結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的な気象条件時 一般的な気象条件時の短期寄与濃度の最大値は煙突の風下約 580mの位置に出現し、バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は二酸化窒素が 0.053ppm、二酸化硫黄が 0.004ppm、浮遊粒子状物質が 0.078mg/m³、塩化水素が 0.003ppm、ダイオキシン類が 0.032g-TEQ/m³、水銀が 0.007μg/m³となった。 上層逆転層発生時 上層逆転層発生時の短期寄与濃度の最大値は煙突の風下約 480m の位置に出現し、バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は二酸化窒素が 0.070ppm、二酸化硫黄が 0.010ppm、浮遊粒子状物質が 0.084mg/m³、塩化水素が 0.017ppm、ダイオキシン類が 0.088pg-TEQ/m³、水銀が 0.024μg/m³となった。 接地逆転層崩壊時(フュミゲーション発生時) 接地逆転層崩壊時(フュミゲーション発生時)の短期寄与濃度の最大値は煙突の風下約 340m の位置に出現し、バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は二酸化窒素が 0.070ppm、二酸化硫黄が 0.010ppm、浮遊粒子状物質が 0.084mg/m³、塩化水素が 0.018ppm、ダイオキシン類が 0.090pg-TEQ/m³、水銀が 0.024μg/m³となった。 フュミゲーション発生時(内部境界層発生時) フュミゲーション発生時(内部境界層発生時)の短期寄与濃度の最大値は、煙突の風下約 600m の位置に出現し、バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は二酸化窒素が 0.068ppm、二酸化硫黄が 0.009ppm、浮遊粒子状物質が 0.083mg/m³、塩化水素が 0.016ppm、ダイオキシン類が 0.081pg-TEQ/m³、水銀が 0.022μg/m³となった。 ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時 ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時の短期寄与濃度の最大値は、煙突の風下約 250m の位置に出現し、バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は二酸化窒素が 0.064ppm、二酸化硫黄が 0.008ppm、浮遊粒子状物質が 0.081mg/m³、塩化水素が 0.012ppm、ダイオキシン類が 0.065pg-TEQ/m³、水銀が 0.017μg/m³となった。 <p>2. 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出ガスの処理、燃焼管理：高効率の排出ガス処理設備の採用及び焼却炉の適切な燃焼管理・監視を行い、排出ガス濃度の公害防止基準値を遵守する。 排出ガス濃度等の情報公開：排出ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開によって一般市民が本施設の運転状況を確認できるようにする。 <p>3. 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う大気質の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 施設の稼働に伴う二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀の1時間値の予測結果は右記に示すとおり、環境保全目標値を下回ることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。

<施設の稼働に伴う大気質の予測・評価結果(1時間値)>

気象条件	項目	1時間値			環境保全目標値 ^{注)}
		寄与濃度(A)	バックグラウンド濃度(B)	予測結果(A+B)	
一般的な気象条件時	二酸化窒素 (ppm)	0.0030	0.050	0.053	0.1 以下
	二酸化硫黄 (ppm)	0.0010	0.003	0.004	0.1 以下
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0010	0.077	0.078	0.20以下
	塩化水素 (ppm)	0.0025	0.001	0.003	0.02以下
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.010	0.022	0.032	0.6 以下
上層逆転層発生時	水銀 (μg/m ³)	0.0030	0.004	0.007	0.04以下
	二酸化窒素 (ppm)	0.020	0.050	0.070	0.1 以下
	二酸化硫黄 (ppm)	0.0066	0.003	0.010	0.1 以下
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0066	0.077	0.084	0.20以下
	塩化水素 (ppm)	0.016	0.001	0.017	0.02以下
接地逆転層崩壊時(フュミゲーション発生時)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.066	0.022	0.088	0.6 以下
	水銀 (μg/m ³)	0.020	0.004	0.024	0.04以下
	二酸化窒素 (ppm)	0.020	0.050	0.070	0.1 以下
	二酸化硫黄 (ppm)	0.0068	0.003	0.010	0.1 以下
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0068	0.077	0.084	0.20以下
フュミゲーション発生時(内部境界層発生時)	塩化水素 (ppm)	0.017	0.001	0.018	0.02以下
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.068	0.022	0.090	0.6 以下
	水銀 (μg/m ³)	0.020	0.004	0.024	0.04以下
	二酸化窒素 (ppm)	0.018	0.050	0.068	0.1 以下
	二酸化硫黄 (ppm)	0.0059	0.003	0.009	0.1 以下
ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0059	0.077	0.083	0.20以下
	塩化水素 (ppm)	0.015	0.001	0.016	0.02以下
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.059	0.022	0.081	0.6 以下
	水銀 (μg/m ³)	0.018	0.004	0.022	0.04以下
	二酸化窒素 (ppm)	0.014	0.050	0.064	0.1 以下

注)：環境基準が定められているものは「大気の汚染に係る環境基準について」における環境基準の値を、短期高濃度時における二酸化窒素は「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」に示される短期暴露指針値の下限値を、塩化水素については「許容限度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度を参考とした値を、水銀については「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」に示された有害大気汚染物質に係る指針値をそれぞれ適用した。

表 8-4 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																										
	環境要素の区分	影響要因の区分																												
大気質	大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	施設関連車両の走行	(前ページ参照)	<p>1. 予測結果 施設関連車両の走行に伴う寄与濃度の年平均値は、二酸化窒素が 0.0001ppm、浮遊粒子状物質が 0.000013mg/m³となった。また、バックグラウンド濃度と寄与濃度を足し合わせた予測結果は、二酸化窒素が 0.017ppm、浮遊粒子状物質が 0.022mg/m³となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・車両の維持管理：施設関連車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、車両から発生する排出ガス等を適正に保つ。 ・運転手の教育・指導：施設関連車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。 </p> <p>3. 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果では、二酸化窒素の年平均値は 0.017ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は 0.022mg/m³となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は、0.031ppm であり、環境保全目標値とした「0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下」を満足する値となる。 浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は、0.053mg/m³であり、環境保全目標値とした「0.10mg/m³以下」を満足する値となる。 以上の結果より、施設関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。 </p> <p><施設関連車両の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測・評価結果></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">寄与濃度</th> <th rowspan="2">バックグラウンド濃度</th> <th rowspan="2">予測結果 (年平均値)</th> <th rowspan="2">日平均値の年間 98%値又は 日平均値の年間 2%除外値</th> <th rowspan="2">環境保全目標値^{注)}</th> </tr> <tr> <th>将来基礎交通量</th> <th>工事用車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)</td> <td>0.0011</td> <td>0.0001</td> <td>0.016</td> <td>0.017</td> <td>0.031</td> <td>0.04～0.06 のゾーン内 又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)</td> <td>0.000096</td> <td>0.000013</td> <td>0.022</td> <td>0.022</td> <td>0.053</td> <td>0.10 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)：「二酸化窒素に係る環境基準について」および「大気汚染に係る環境基準について」の環境基準の値を適用した。</p>	項目	予測地点	寄与濃度		バックグラウンド濃度	予測結果 (年平均値)	日平均値の年間 98%値又は 日平均値の年間 2%除外値	環境保全目標値 ^{注)}	将来基礎交通量	工事用車両	二酸化窒素 (ppm)	県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.0011	0.0001	0.016	0.017	0.031	0.04～0.06 のゾーン内 又はそれ以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.000096	0.000013	0.022	0.022	0.053	0.10 以下
項目	予測地点	寄与濃度		バックグラウンド濃度			予測結果 (年平均値)	日平均値の年間 98%値又は 日平均値の年間 2%除外値					環境保全目標値 ^{注)}																	
		将来基礎交通量	工事用車両																											
二酸化窒素 (ppm)	県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.0011	0.0001	0.016	0.017	0.031	0.04～0.06 のゾーン内 又はそれ以下																							
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.000096	0.000013	0.022	0.022	0.053	0.10 以下																							

表 8-5 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																						
	環境要素の区分	影響要因の区分																								
騒音	騒音	工事用車両の走行	<p>・環境騒音</p> <p>事業計画地敷地境界では、等価騒音レベル(L_{Aeq})は平日昼間が69dB、平日夜間が62B、休日昼間が60dB、休日夜間が59dBであった。</p> <p>初島子ども広場では、等価騒音レベル(L_{Aeq})は平日昼間が44dB、平日夜間が40dB、休日昼間が36dB、休日夜間が35dBであり、いずれも環境基準以下であった。</p> <p>築地公園では、等価騒音レベル(L_{Aeq})は平日昼間が49dB、平日夜間が44dB、休日昼間が43dB、休日夜間が36dBであり、いずれも環境基準以下であった。</p> <p>・道路交通騒音</p> <p>県道57号尼崎港線(中在家緑地入口)では、等価騒音レベル(L_{Aeq})は平日昼間が69dB、平日夜間が64dB、休日昼間が67dB、休日夜間が64dBであり、いずれも環境基準以下であった。</p>	<p>1.予測結果</p> <p>工事用車両の走行に伴う騒音レベルの予測結果は、工事用車両を付加した騒音レベルが68~69 dBとなった。</p> <p>2.環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両台数の低減：掘削に伴い発生する土砂は、可能な限り事業計画地内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を低減する。 ・車両の維持管理：工事用車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な騒音の発生を防止する。 ・運転手の教育・指導：工事用車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。 <p>3.評価結果</p> <p>・環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>予測結果は、工事用車両を付加した騒音レベルが68~69dBとなり、工事用車両による増加分が0(1未満)~1dBとなるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価</p> <p>予測結果は、工事用車両を付加した騒音レベルが68~69dBであり、環境保全目標値とした「70dB」を満足する値となった。</p> <p>以上の結果より、工事用車両の走行に伴う騒音の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>																						
		施設の稼働	<p>1.予測結果</p> <p>施設の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、南東側敷地境界で58dB (L_{A5})となった。</p> <p>2.環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音発生機器の配慮：低騒音型の設備機器を採用し、必要に応じて排風機・プロワ等への消音器取付等を検討する。また、特に大きな音の発生する設備機器は、必要に応じ、防音構造の室内に設置する。 ・設備機器の維持管理：定期的な設備機器等の点検及び異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行う。 <p>3.評価結果</p> <p>・環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>予測結果は、南東側敷地境界で58dB (L_{A5})となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価</p> <p>予測結果は、南東側敷地境界で58dB (L_{A5})であり、環境保全目標値とした「60dB」を満足する値となった。</p> <p>以上の結果より、施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>	<p><工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 (L_{Aeq}) の予測・評価結果 ></p> <p>[単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予測地点</th> <th>現況騒音レベル</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全目標値^(注)</th> <th>工事用車両による増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>県道57号尼崎港線(中在家緑地入口)</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>0(1未満)</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td></td> <td>67</td> <td>68</td> <td>70</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)「騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する地域)」の値を適用した。</p> <p><施設の稼働に伴う騒音レベルの予測・評価結果(最大地点) ></p> <p>[単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大となる地点</th> <th>予測結果 (L_{A5})</th> <th>環境保全目標値^(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南東側敷地境界</td> <td>58</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 昼間(8:00-18:00)及び夜間(18:00-翌8:00)の公害防止基準は60dBである。</p>	区分	予測地点	現況騒音レベル	予測結果	環境保全目標値 ^(注)	工事用車両による増加分	平日	県道57号尼崎港線(中在家緑地入口)	69	69	70	0(1未満)	休日		67	68	70	1	最大となる地点	予測結果 (L_{A5})	環境保全目標値 ^(注)	南東側敷地境界
区分	予測地点	現況騒音レベル	予測結果	環境保全目標値 ^(注)	工事用車両による増加分																					
平日	県道57号尼崎港線(中在家緑地入口)	69	69	70	0(1未満)																					
休日		67	68	70	1																					
最大となる地点	予測結果 (L_{A5})	環境保全目標値 ^(注)																								
南東側敷地境界	58	60																								

表 8-6 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
騒音	騒音	施設関連車両の走行	(前ページ参照)	<p>1. 予測結果 施設関連車両の走行に伴う騒音レベルの予測結果は、施設関連車両を付加した騒音レベルが64～69dBとなった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・車両の維持管理：施設関連車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な騒音の発生を防止する。 ・運転手の教育・指導：施設関連車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。 </p> <p>3. 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果は、施設関連車両を付加した騒音レベルが昼間67～69dB、夜間64dBとなり、施設関連車両による増加分が0（1未満）dBとなるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 予測結果は、施設関連車両を付加した騒音レベルが昼間67～69dB、夜間64dBであり、環境保全目標値とした昼間「70dB」、夜間「65dB」を満足する値となった。 以上の結果より、施設関連車両の走行に伴う騒音の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。 </p>

< 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音 (L_{Aeq}) の予測・評価結果 >

[単位：dB]

区分 ^{注1)}		予測地点	現況騒音レベル	予測結果	環境保全目標値 ^{注2)}	施設関連車両による増加分
平日	昼間	県道57号尼崎港線（中在家緑地入口）	69	69	70	0（1未満）
	夜間		64	64	65	0（1未満）
休日	昼間		67	67	70	0（1未満）
	夜間		64	64	65	0（1未満）

注1) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日の6時

注2) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する地域）の値を適用した。

表 8-7 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																			
	環境要素の区分	影響要因の区分																					
振動	振動	工事用車両の走行	<p>・環境振動</p> <p>事業計画地敷地境界では、振動レベル (L_{10}) は平日昼間が 46dB、平日夜間が 41dB、休日昼間が 36dB、休日夜間が 34dB 未満であった。</p> <p>初島子ども広場では、振動レベル (L_{10}) は平日昼間が 34dB、平日夜間が 26dB、休日昼間が 26dB、休日夜間が 22dB であり、いずれも規制基準値以下であった。</p> <p>築地公園では、振動レベル (L_{10}) は平日昼間が 34dB、平日夜間が 22dB、休日昼間が 32dB、休日夜間が 30dB であり、いずれも規制基準値以下であった。</p> <p>・道路交通振動</p> <p>県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口) では、振動レベル (L_{10}) は</p>	<p>1. 予測結果</p> <p>工事用車両の走行に伴う振動レベルの予測結果は、工事用車両を付加した振動レベルが 42~46dB となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運搬車両台数の低減：掘削に伴い発生する土砂は、可能な限り事業計画地内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を低減する。 車両の維持管理：工事用車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な振動の発生を防止する。 運転手の教育・指導：工事用車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。 <p>3. 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 <p>予測結果は、工事用車両を付加した振動レベルが 42~46dB となり、工事用車両による増加分が 0 (1 未満) ~2dB となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 <p>予測結果は、工事用車両を付加した振動レベルが 42~46dB であり、環境保全目標値とした「70dB」を満足する値となった。</p> <p>以上の結果より、工事用車両の走行に伴う振動の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>	<p style="text-align: center;">< 工事用車両の走行に伴う道路交通振動 (L_{10}) の予測・評価結果 ></p> <p style="text-align: right;">[単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予測地点</th> <th>現況振動レベル^(注1)</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全目標値^(注2)</th> <th>工事用車両による増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>県道 57 号 尼崎港線</td> <td>44</td> <td>46</td> <td>70</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>(中在家緑地入口)</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>70</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 現況振動レベルは、予測結果が最大となる時間帯 (17:00~18:00) の振動レベルの実測値を示す。 注2) 「道路交通振動の要請限度」の第2種区域の値を適用した。</p>	区分	予測地点	現況振動レベル ^(注1)	予測結果	環境保全目標値 ^(注2)	工事用車両による増加分	平日	県道 57 号 尼崎港線	44	46	70	2	休日	(中在家緑地入口)	42	42	70	0 (1 未満)
		区分	予測地点	現況振動レベル ^(注1)	予測結果	環境保全目標値 ^(注2)	工事用車両による増加分																
平日	県道 57 号 尼崎港線	44	46	70	2																		
休日	(中在家緑地入口)	42	42	70	0 (1 未満)																		
		施設の稼働	<p>平日昼間が 45dB、平日夜間が 41dB、休日昼間が 43dB、休日夜間が 39dB で、いずれも要請限度値以下であった。</p> <p>・地盤卓越振動数</p> <p>県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口) の地盤卓越振動数は 12.6Hz であり、軟弱地盤であった。</p>	<p>1. 予測結果</p> <p>施設の稼働に伴う振動レベルの予測結果は、敷地境界 (西側敷地境界) で 59dB (L_{10}) となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 振動発生機器の配慮：低振動型の設備機器を採用し、また、特に大きな振動源となる設備機器は、必要に応じて独立基礎又は防振装置を設置する。 設備機器の維持管理：定期的な設備機器等の点検及び異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行う。 <p>3. 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 <p>予測結果は、敷地境界 (西側敷地境界) で 59dB (L_{10}) となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 <p>予測結果は、敷地境界 (西側敷地境界) で 59dB (L_{10}) であり、環境保全目標値とした「60dB」を満足する値となった。</p> <p>以上の結果より、施設の稼働に伴う振動の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>	<p style="text-align: center;">< 施設の稼働に伴う振動レベルの予測・評価結果 (最大地点) ></p> <p style="text-align: right;">[単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大となる地点</th> <th>振動レベル (L_{10})</th> <th>環境保全目標値 (L_{10})</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西側敷地境界</td> <td>59</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 昼間 (8:00-19:00) 及び夜間 (19:00-翌 8:00) の公害防止基準は 60dB である。</p>	最大となる地点	振動レベル (L_{10})	環境保全目標値 (L_{10})	西側敷地境界	59	60												
最大となる地点	振動レベル (L_{10})	環境保全目標値 (L_{10})																					
西側敷地境界	59	60																					

表 8-8 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																																																																																				
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																																						
振動	振動	施設関連車両の走行	(前ページ参照)	<p>1. 予測結果</p> <p>施設関連車両の走行に伴う振動レベルの予測結果は、施設関連車両台数を付加した振動レベルは 45～49dB となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 車両の維持管理：施設関連車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な振動の発生を防止する。 運転手の教育・指導：施設関連車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。 <p>3. 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境影響の回避・低減に係る評価 <p>予測結果は、施設関連車両を付加した振動レベルで昼間 46～49dB、夜間 45～46dB となり、施設関連車両による増加分が 0 (1 未満)～2dB となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 <p>予測結果は、施設関連車両を付加した振動レベルで昼間 46～49dB、夜間 45～46dB であり、環境保全目標値とした昼間「70dB」、夜間「65dB」を満足する値となった。以上の結果より、施設関連車両の走行に伴う振動の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>																																																																																				
				<p><施設関連車両の走行に伴う道路交通振動 (L_{10}) の予測・評価結果> [単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分^{注1)}</th> <th>予測地点</th> <th>現況振動レベル^{注2)}</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全目標値^{注3)}</th> <th>施設関連車両による増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平日</td> <td>昼間</td> <td rowspan="4">県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)</td> <td>47</td> <td>49</td> <td>70</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>65</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">休日</td> <td>昼間</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>70</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>65</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1) 時間区分は、次のとおりとする。 昼間：8 時～19 時、夜間：19 時～翌 8 時</p> <p>注 2) 現況振動レベルは、予測結果が最大となる時間帯の振動レベルの実測値を示す。 (平日・休日ともに、昼間 9:00～10:00、夜間 5:00～6:00 が最大となる。)</p> <p>注 3) 「道路交通振動の要請限度」の第 2 種区域の値を適用した。</p>	区分 ^{注1)}	予測地点	現況振動レベル ^{注2)}	予測結果	環境保全目標値 ^{注3)}	施設関連車両による増加分	平日	昼間	県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)	47	49	70	2	夜間	46	46	65	0 (1 未満)	休日	昼間	46	46	70	0 (1 未満)	夜間	45	45	65	0 (1 未満)																																																							
区分 ^{注1)}	予測地点	現況振動レベル ^{注2)}	予測結果	環境保全目標値 ^{注3)}	施設関連車両による増加分																																																																																			
平日	昼間	県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)	47	49	70	2																																																																																		
	夜間		46	46	65	0 (1 未満)																																																																																		
休日	昼間		46	46	70	0 (1 未満)																																																																																		
	夜間		45	45	65	0 (1 未満)																																																																																		
悪臭	悪臭	施設の稼働	<p>・悪臭(2季(冬季・夏季))</p> <p>事業計画地敷地境界、初島子ども広場、築地公園の 3 地点において試料採取及び分析した結果、いずれの地点・項目についても、悪臭防止法に係る尼崎市の規制基準値を下回っていた。</p>	<p>1. 予測結果</p> <p><ごみ焼却施設稼働時の煙突排出ガスに含まれる悪臭></p> <p>各気象条件の最大着地濃度地点における臭気濃度及び臭気指数は 10 未満であった。</p> <p><ごみ焼却施設休止時の排出口からの悪臭></p> <p>ごみ焼却施設休止時の排出口からの悪臭の臭気濃度及び臭気指数は最大で 10 未満であった。</p> <p><ごみ焼却施設等の稼働時に施設から漏えいする悪臭></p> <p>現有施設の調査結果では、特定悪臭物質及び臭気濃度は定量下限値若しくは定量下限値未満であること、また、新施設では、現有施設と同程度以上の環境配慮事項を講じる計画としていることから、新施設においても同程度の特定悪臭物質及び臭気濃度となると予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 臭気の高温分解：施設稼働時には、ごみピット内の空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行うことで、悪臭の低減を図る。 悪臭漏えいの防止：施設内は負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏えいを防ぐ。また、リサイクル施設及びし尿処理施設においては、密閉化によって建屋内からの臭気の漏えいを防ぐ。 脱臭装置の設置：施設休止時には、脱臭装置による脱臭を行い、悪臭の低減を図る。 <p>3. 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境影響の回避・低減に係る評価 <p>調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 <p>ごみ焼却施設稼働時の煙突排出ガスに含まれる悪臭及びごみ焼却施設休止時の排出口からの悪臭の予測結果は、いずれも環境保全目標値以下となる。ごみ処理施設稼働時に施設からの漏えいに伴う悪臭の予測結果は、現有施設の調査結果においても臭気の漏えいは少なく、現有施設と同程度以上の環境配慮事項を講じる計画としていることから、新施設においても同程度の特定悪臭物質及び臭気濃度となると予測した。以上の結果より、施設の稼働に伴う悪臭の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>																																																																																				
				<p><ごみ焼却施設稼働時の煙突排出ガスに含まれる悪臭(臭気濃度、臭気指数)予測結果></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>一般的な気象条件</th> <th>上層逆転層発生時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大濃度地点の臭気濃度</td> <td>10 未満</td> <td>10 未満</td> </tr> <tr> <td>最大濃度地点の臭気指数</td> <td>10 未満</td> <td>10 未満</td> </tr> <tr> <td>最大濃度地点(距離：m)</td> <td>580</td> <td>480</td> </tr> </tbody> </table> <p><ごみ焼却施設稼働時の煙突排出ガスに含まれる悪臭及びごみ焼却施設休止時の排出口からの悪臭の評価> [単位：ppm]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全目標値</th> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア</td> <td><1</td> <td>1</td> <td>イソバレルアルデヒド</td> <td><0.003</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>メチルメルカプタン</td> <td><0.002</td> <td>0.002</td> <td>イソブタノール</td> <td><0.9</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td><0.02</td> <td>0.02</td> <td>酢酸エチル</td> <td><3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>硫化メチル</td> <td><0.01</td> <td>0.01</td> <td>メチルイソブチルケトン</td> <td><1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>二硫化メチル</td> <td><0.009</td> <td>0.009</td> <td>トルエン</td> <td><10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>トリメチルアミン</td> <td><0.005</td> <td>0.005</td> <td>スチレン</td> <td><0.4</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>アセトアルデヒド</td> <td><0.05</td> <td>0.05</td> <td>キシレン</td> <td><1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>プロピオンアルデヒド</td> <td><0.05</td> <td>0.05</td> <td>プロピオン酸</td> <td><0.03</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>ノルマルブチルアルデヒド</td> <td><0.009</td> <td>0.009</td> <td>ノルマル酪酸</td> <td><0.001</td> <td>0.001</td> </tr> <tr> <td>イソブチルアルデヒド</td> <td><0.02</td> <td>0.02</td> <td>ノルマル吉草酸</td> <td><0.0009</td> <td>0.0009</td> </tr> <tr> <td>ノルマルバレルアルデヒド</td> <td><0.009</td> <td>0.009</td> <td>イソ吉草酸</td> <td><0.001</td> <td>0.001</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 臭気指数 10 は臭気強度 2.5 に該当し、臭気強度 2.5 における特定悪臭物質濃度は、環境保全目標としている「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準について」(平成 13 年、尼崎市告示第 103 号)に基づく尼崎市の規制基準と同値である。ごみ焼却施設稼働時の煙突排出ガスに含まれる悪臭及びごみ焼却施設休止時の排出口からの悪臭の予測の結果、臭気濃度及び臭気指数は最大で 10 未満であったことから、特定悪臭物質濃度は環境保全目標値を下回ると予測した。</p>	項目	一般的な気象条件	上層逆転層発生時	最大濃度地点の臭気濃度	10 未満	10 未満	最大濃度地点の臭気指数	10 未満	10 未満	最大濃度地点(距離：m)	580	480	項目	予測結果	環境保全目標値	項目	予測結果	環境保全目標値	アンモニア	<1	1	イソバレルアルデヒド	<0.003	0.003	メチルメルカプタン	<0.002	0.002	イソブタノール	<0.9	0.9	硫化水素	<0.02	0.02	酢酸エチル	<3	3	硫化メチル	<0.01	0.01	メチルイソブチルケトン	<1	1	二硫化メチル	<0.009	0.009	トルエン	<10	10	トリメチルアミン	<0.005	0.005	スチレン	<0.4	0.4	アセトアルデヒド	<0.05	0.05	キシレン	<1	1	プロピオンアルデヒド	<0.05	0.05	プロピオン酸	<0.03	0.03	ノルマルブチルアルデヒド	<0.009	0.009	ノルマル酪酸	<0.001	0.001	イソブチルアルデヒド	<0.02	0.02	ノルマル吉草酸	<0.0009	0.0009	ノルマルバレルアルデヒド	<0.009	0.009	イソ吉草酸	<0.001	0.001
項目	一般的な気象条件	上層逆転層発生時																																																																																						
最大濃度地点の臭気濃度	10 未満	10 未満																																																																																						
最大濃度地点の臭気指数	10 未満	10 未満																																																																																						
最大濃度地点(距離：m)	580	480																																																																																						
項目	予測結果	環境保全目標値	項目	予測結果	環境保全目標値																																																																																			
アンモニア	<1	1	イソバレルアルデヒド	<0.003	0.003																																																																																			
メチルメルカプタン	<0.002	0.002	イソブタノール	<0.9	0.9																																																																																			
硫化水素	<0.02	0.02	酢酸エチル	<3	3																																																																																			
硫化メチル	<0.01	0.01	メチルイソブチルケトン	<1	1																																																																																			
二硫化メチル	<0.009	0.009	トルエン	<10	10																																																																																			
トリメチルアミン	<0.005	0.005	スチレン	<0.4	0.4																																																																																			
アセトアルデヒド	<0.05	0.05	キシレン	<1	1																																																																																			
プロピオンアルデヒド	<0.05	0.05	プロピオン酸	<0.03	0.03																																																																																			
ノルマルブチルアルデヒド	<0.009	0.009	ノルマル酪酸	<0.001	0.001																																																																																			
イソブチルアルデヒド	<0.02	0.02	ノルマル吉草酸	<0.0009	0.0009																																																																																			
ノルマルバレルアルデヒド	<0.009	0.009	イソ吉草酸	<0.001	0.001																																																																																			

表 8-9 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
水質	水質 (水の濁り、有害物質)	施設の解体・建築	<p><生活環境項目></p> <p>4季を対象に河川水質調査を行った結果、調査地点2地点において、浮遊物質量は1~5mg/L、流量は0.007~0.069m³/s、全窒素は1.4~3.0mg/L、全リンは0.045~0.076mg/L、全亜鉛は0.005~0.021mg/Lの範囲であった。</p> <p>水素イオン濃度、溶存酸素量(DO)及</p>	<p>1.環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事排水の処理：掘削により発生する湧水等については、濁りとなる可能性があることから、仮設沈砂池等により水質汚濁防止法に準じた水質以下として排水する。 ・定期的な処理水の計測：処理水は定期的に計測し、処理の状況を把握する。 <p>2.評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 <p>前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う水質（水の濁り、有害物質）の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>
	水質（水の汚れ等）	施設の稼働	<p>び全窒素で環境基準の超過が見られたが、その他の項目に関しては環境基準値を下回っていた。</p> <p><健康項目及びダイオキシン類></p> <p>夏季を対象に河川水質調査を行った結果、調査地点2地点において、ふっ素及びほう素において環境基準の超過が見られたが、その他の項目に関しては環境基準を下回っていた。</p>	<p>1.環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設排水の処理：生活排水及びプラント排水については、排水水質濃度を水質汚濁防止法及び兵庫県条例で定められた基準及び現有施設の基準値以下とする。 ・施設排水の低減：排水量は最大でも現有施設（届出値：最大約800m³/日）の約1/10以下（約60m³/日）とし、公共用水域への放流量を低減する。 ・定期的な処理水の計測：排水量及び水質については、定期測定を実施し、今後法令に基づき届出を行う水質汚濁防止法等の届出値を上回らないよう管理を続ける。 <p>2.評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 <p>前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う水質（水の汚れ等）の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>
地下水質	地下水質	施設の解体・建築	<p>本事業は、工事の実施において土壌汚染対策法に基づく適切な措置を行うため、保全措置項目として選定した。そのため、予測を行わずに環境保全措置を検討することで評価を実施した。</p>	<p>1.環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼矢板等の設置による遮水又は地下水位を管理しながら掘削：掘削の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、鋼矢板その他の遮水性を有する構造物を準不透水層まで設置、又は掘削範囲内に設けた釜場からの排水によって地下水位を低下させて観測井戸による地下水位の管理を行いながら帯水層へ接しない状況で掘削を進める。 ・ケーシング杭等の併用：準不透水層を貫通するような杭工事の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、ケーシングの併用等を実施する。 ・掘削量の最小化による汚染の拡散リスクの低減：地下構造物のコンパクト化等を図り、掘削量を極力最小化して、汚染の拡散リスクの低減を図る。 <p>2.評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 <p>前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う地下水質の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>
土壌汚染	土壌汚染	施設の解体・建築	<p>本事業は、工事の実施において土壌汚染対策法に基づく適切な措置を行うため、保全措置項目として選定した。そのため、予測を行わずに環境保全措置を検討することで評価を実施した。</p>	<p>1.環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼矢板等の設置による遮水又は地下水位を管理しながら掘削：掘削の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、鋼矢板その他の遮水性を有する構造物を準不透水層まで設置、又は掘削範囲内に設けた釜場からの排水によって地下水位を低下させて観測井戸による地下水位の管理を行いながら帯水層へ接しない状況で掘削を進める。 ・掘削量の最小化による汚染の拡散リスクの低減：地下構造物のコンパクト化等を図り、掘削量を極力最小化し、汚染の拡散リスクの低減を図る。 ・掘削土の飛散防止・流出防止：掘削土は、可能な限り埋戻土等で場内利用を行い、仮置きの際は土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、飛散防止・流出防止等の対策を実施する。 ・ケーシング杭等の併用：準不透水層を貫通するような杭工事の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、ケーシングの併用等を実施する。 ・土壌（粉じん）の飛散防止：敷地境界には防塵ネット又は仮囲いを設置し、敷地外への飛散防止を図る。 ・既存表土の被覆：構内道路下はアスファルト舗装、緑地下は表層50cmを清浄土による覆土を実施する。 <p>2.評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減に係る評価 <p>前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う土壌汚染の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>

表 8-10 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
廃棄物	廃棄物	施設の解体・建築	<p>< 一般廃棄物 ></p> <p>尼崎市における一般廃棄物 令和元年度のごみ総排出量は153,347t、資源化量は13,638t、リサイクル率は12.59%であった。</p> <p>現有施設における焼却量等 現有施設（クリーンセンター第1工場・クリーンセンター第2工場）の合計の焼却量は134,088t/年、合計焼却灰量が15,412t/年、飛灰処理物量が3,207t/年、灰資源化量が114t/年、縮減率が14%であった。</p> <p>現有施設等における一般廃棄物（可燃ごみ） 現有施設の一般廃棄物量は、2.97t/年であった。</p> <p>< 産業廃棄物 > 尼崎市における産業廃棄物 平成30年度に発生した産業廃棄物の総排出量は2,734千t（推計値）であり、このうち2,468千t（90.3%）が中間処理によって減量され、213千t（7.8%）が再生利用、残りの53千t（1.9%）が埋め立て処分されている。</p> <p>現有施設における産業廃棄物 現有施設の発生量は307.34t/年であった。</p> <p>< 最終処分場の規模 > 尼崎沖埋立処分場の面積は113ha、埋立容量は1,600万m³、泉大津沖埋立処分場の面積は203ha、埋立容量は3,100万m³、神戸沖埋立処分場の面積は88ha、埋立容量は1,500万m³、大阪沖埋立処分場の面積は95ha、埋立容量は1,400万m³である。</p> <p>< 残土（建設発生土）の処理体系等 > 平成30年度における全国の建設発生土有効利用率は79.8%であった。</p>	<p>1. 予測結果</p> <p>< 建設工事に伴う一般廃棄物 > 本事業の工事における延べ作業員数は、施工計画から230,000人と想定した。また、メーカーヒアリング資料に基づく一般廃棄物原単位（0.4kg/人）より、工事に発生する一般廃棄物量は92.0tと予測した。</p> <p>< 現有施設等の解体に伴う産業廃棄物 > 現有施設等の解体に伴うコンクリート塊、金属くず等は58,708t発生すると予測した。廃棄物の種類別の発生量は、コンクリート塊51,000t、アスファルト・コンクリート塊1,300t、木くず19.2t、金属くず5,200t、蛍光灯類0.7t、廃石膏ボード660t、廃プラスチック類44t、混合廃棄物234t、陶磁器くず250tと予測した。また、特別管理産業廃棄物はダイオキシン類含有物が120m³、廃石綿含有物が320m³、建設汚泥が200m³発生すると予測した。</p> <p>< 建築工事に伴う産業廃棄物 > 建設混合廃棄物の発生量は、建築工事全体の合計で419.4tが発生すると予測した。廃棄物の種類別の発生量は、コンガラが100.7t、アスコンが25.2t、ガラス陶磁器が16.8t、廃プラが25.2t、金属くずが16.8t、木くずが41.9t、紙くずが16.8t、石膏ボードが29.4t、その他が25.2t、混合廃棄物が121.6tと予測した。</p> <p>< 建設工事に伴う残土（建設発生土） > 建設工事に伴う建設発生土は32,000m³が発生し、また、場内では解体工事に伴い19,000m³の搬入土が発生すると予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事に伴う一般廃棄物の発生抑制：建設作業員等により発生する一般廃棄物は、紙ごみの分別徹底、食品ロスの削減等の指導を実施し、発生量の低減に努める。 建設工事に伴う産業廃棄物の適正な処理・処分：現有施設等の解体及び建築工事に伴って発生する産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の処理基準及び建設廃棄物処理指針」に基づき適正に処理・処分する。 建設工事に伴う特別管理産業廃棄物の適正な処理・処分：現有施設の解体に伴って発生するダイオキシン類含有物及び廃石綿等は、産業廃棄物処理業者へ委託し、特別管理産業廃棄物として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の処理基準に従って適正に処理・処分する。 掘削量の最小化による建設発生土の発生抑制：地下構造物のコンパクト化等を図り、掘削量を極力最小化することで、建設発生土の発生を抑制できる。 <p>3. 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う廃棄物の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。
		施設の稼働	<p>1. 予測結果</p> <p>< ごみの焼却に伴う廃棄物（焼却灰、飛灰） > 新施設では119,693t/年の廃棄物を焼却する計画であり、それに伴い焼却灰15,000t/年、飛灰処理物7,000t/年が発生すると予測した。</p> <p>< 施設の運営に伴い発生する一般廃棄物 > 施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の発生量は可燃ごみ1.66t/年、不燃ごみ0.86t/年の合計2.52t/年と予測した。</p> <p>< 施設の稼働に伴う産業廃棄物 > 施設の稼働に伴う産業廃棄物（汚泥）の発生量は280.98t/年と予測した。 なお、発生する産業廃棄物（汚泥）は、現有施設と同様に場内にて焼却処理する計画である。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの焼却に伴う廃棄物（焼却灰、飛灰）の適正な処理及び処分：ごみの焼却に伴う廃棄物（飛灰）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、薬剤による安定化処理を行ったうえで大阪湾広域臨海環境整備センター（最終処分場）に搬入し、適正に処分を行う。また、焼却灰の一部を灰資源化（エコセメント）し、資源化できなかった焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター（最終処分場）に搬入し、適正に処分を行う。 施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の低減：施設の運営に伴い発生する一般廃棄物は、紙ごみの分別徹底、食品ロスの削減等の指導を実施し、発生量の低減に努める。 施設の稼働に伴い発生する産業廃棄物の焼却処理：施設の稼働に伴い発生する汚泥は焼却処理し、減容化する。 <p>3. 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う廃棄物の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 	

表 8-11 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
資源循環	資源循環	施設の解体・建築	<p>< 一般廃棄物 > 尼崎市における一般廃棄物廃棄物と同様である。</p> <p>現有施設等における一般廃棄物 現有施設のごみの破碎・選別の処理量は破碎施設 3,120t/年、選別施設 5,570t/年であり、処理に伴い発生する鉄類等の再生利用量は、破碎施設で鉄類 784t/年、アルミ類 32t/年、その他非鉄 13t/年、選別施設でガラス 2,331t/年、鉄類 348t/年、アルミ類 132t/年、その他非鉄 1,281t/年となる。</p> <p>< 産業廃棄物 > 尼崎市における産業廃棄物廃棄物と同様である。</p> <p>現有施設における産業廃棄物廃棄物と同様である。</p> <p>< 最終処分場の規模 > 廃棄物と同様である。</p> <p>< 残土（建設発生土）の処理体系等 > 廃棄物と同様である。</p>	<p>1. 予測結果</p> <p>< 建設工事に伴う一般廃棄物 > 工事中に発生する一般廃棄物量は 92.0t であり、再資源化量は 11.58t、最終処分量は 80.42t と予測した。</p> <p>< 現有施設等の解体に伴う産業廃棄物 > 現有施設等の解体に伴いコンクリート塊、金属くず等は 58,708t 発生し、再資源化量は 58,010t、最終処分量は 698t と予測した。これらの廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、再利用、再資源化の推進に努めるとともに、再利用、再資源化できない廃棄物については、専門業者に委託し、適正に処理・処分する。</p> <p>現有施設の解体に伴いダイオキシン類含有物が 120m³、廃石綿含有物が 320m³ 発生すると予測した。これらは特別管理産業廃棄物として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月、環境省環境再生・資源循環局）に基づき、密閉容器等で運搬し、埋立処分する。また、現有施設の解体に伴う建設汚泥は 200m³ 発生すると予測した。建設汚泥は、ダイオキシン類濃度を踏まえ、処理・処分を実施することとなるが、全量が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定されるダイオキシン類濃度を超えた場合を想定し、全量を特別管理産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、密閉容器等で運搬し、埋立処分する。</p> <p>< 建築工事に伴う産業廃棄物 > 建設工事に伴う産業廃棄物は 419.4t 発生し、再資源化量は 300.5t、最終処分量は 118.9t になると予測した。</p> <p>これらの廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、再利用、再資源化の推進に努めるとともに、再利用、再資源化できない廃棄物については、専門業者に委託し、適正に処理・処分する。</p> <p>< 建設工事に伴う残土（建設発生土） > 建設発生土は 32,000m³ が発生し、場内では解体工事に伴い 19,000m³ の搬入土が発生すると予測した。また、発生した建設発生土は 22,000m³ を場内で埋め戻す計画であるため、残土として 10,000m³ が発生すると予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に伴う一般廃棄物の再資源化の促進：建設作業員等により発生する一般廃棄物は、分別回収するように建設作業員等への指導を実施し、再資源化を促進する。 ・建設工事に伴う産業廃棄物の再資源化の促進：現有施設等の解体及び建築工事に伴って発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、積極的な分別によって、削減(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)の促進及び再資源化率の低い混合廃棄物の発生抑制に努める。 ・再生資材の利用：建設工事において、可能な限り再資源化された建設資材を利用する。 ・木くずの再資源化の向上：木くずについては、可能な限り再資源化施設へ搬出し、再資源化の向上に努める。 ・廃プラスチック類の再資源化の向上：廃プラスチック類については、リサイクル関連の法令・計画等を踏まえつつ、既存データである再資源化約6割以上の処理業者へ委託を心掛け、廃プラスチック類の再資源化の向上に努める。 ・建設発生土の再利用：建設発生土は可能な限り埋戻土として場内で再利用し、搬入土を抑制する。 <p>3. 評価結果</p> <p>・環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う資源循環の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価</p> <p>建設工事に伴う一般廃棄物の再資源化率は、令和元年度の尼崎市のリサイクル率の実績値である 12.59% を用いており、目標値である 22% を下回る。工事の際は建設作業員等へ分別回収するよう指導を実施し、再資源化を促進する。</p> <p>建設工事に伴う産業廃棄物の再資源化率は、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は 99.6%、木くず（建設発生木材）は 95.1% であり、目標値を上回る。木くずについては、可能な限り再資源化施設へ搬出し、再資源化率の向上に努める。</p> <p>・良好な環境の創造に係る評価</p> <p>調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境創造措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う資源循環の影響は、前項の環境創造措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で良好な環境の創造が図られているものと評価した。</p>

< 建設工事に伴う産業廃棄物の評価結果 >

	廃棄物発生量 (t)	再資源化量 (t)	再資源化率 ^(注1)	目標値 ^(注2)
コンクリート塊	51,101	50,897	99.6%	99%
アスファルト・コンクリート塊	1,325	1,320	99.6%	99%
木くず（建設発生木材） ^(注1)	61.1	58.1 (57.2)	95.1% (93.6%)	95%

注1) 木くずの再資源化率については、「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」(平成30年8月、兵庫県)の目標値を達成するよう可能な限り木くずの再資源化に努めることとし、木くずの再資源化率を 91.1% として算出した。括弧内の数字は前掲表 7.9 6 に示す再資源化率 86.5% を適用した場合の再資源化量及び再資源化率を示す。

注2) 「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」(平成30年8月、兵庫県)に掲げられている再資源化率を示す。

表 8-12 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
資源循環	資源循環	施設の稼働	(前ページ参照)	<p>1. 予測結果</p> <p><ごみの焼却に伴う一般廃棄物（焼却灰、飛灰）> 新施設では119,693t/年の廃棄物を焼却する計画であり、それに伴い焼却灰15,000t/年、飛灰処理物7,000t/年が発生すると予測した。また、灰資源化量は100t/年とする計画であり、削減率は18.5%になると予測した。 焼却灰・飛灰については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、薬剤による安定化処理を行ったうえで、大阪湾広域臨海環境整備センター（最終処分場）に搬入し、処分を行うことから、適正に処理・処分することができるものと予測した。</p> <p><ごみの破碎・選別に伴う一般廃棄物（鉄類、アルミ類等）> 新施設では破碎施設で3,530t/年を処理する計画であり、それに伴い鉄類を682t/年、アルミ類を35t/年、その他非鉄を17t/年を再生利用すると予測した。また、選別施設で5,570t/年を処理する計画であり、それに伴いガラス2,547t/年、鉄類384t/年、アルミ類112t/年、その他非鉄1,245t/年を再生利用すると予測した。</p> <p><施設の運営に伴い発生する一般廃棄物> 施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の発生量は可燃ごみ1.66t/年、不燃ごみ0.86t/年の合計2.52t/年と予測した。可燃ごみは焼却処理するため、その焼却灰量等は0.31t/年となり、最終処分量は0.31t/年となる。また、不燃ごみは再生利用後、焼却処理するため、その再生利用量は0.48t/年、焼却処理量は0.38t/年、最終処分量は0.07t/年となる。</p> <p><施設の稼働に伴う産業廃棄物> 施設の稼働に伴う産業廃棄物（汚泥）の発生量は280.98t/年と予測した。 なお、発生する産業廃棄物（汚泥）は、現有施設と同様に場内にて焼却処理する計画である。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・ごみの分別の推進：市民への周知等を行い、ごみの分別回収を推進することで、再資源化を促進する。 ・施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の再資源化の促進：施設の運営に伴い発生する一般廃棄物は、分別回収を推進し、再資源化を促進する。</p> <p>3. 環境創造措置の検討 施設の稼働に伴う資源循環の影響（供用）による新たな環境の創造について、実行可能な範囲内で検討を行った環境創造措置の内容は以下に示すとおりである。 ・焼却灰の再資源化：ごみの焼却に伴う焼却灰は、一部を灰資源化（エコセメント）する。 ・ごみの破碎・選別に伴う鉄類等の再資源化：ごみの破碎・選別に伴って発生する鉄類等は再生利用する。</p> <p>4. 評価結果</p> <p>・環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う資源循環の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の再資源化率は、目標値である22%を下回る。施設の運営の際は、分別回収を推進し、再資源化を促進する。</p> <p>・良好な環境の創造に係る評価 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境創造措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う資源循環の影響は、前項の環境創造措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で良好な環境の創造が図られているものと評価した。</p>

<施設の運営に係る一般廃棄物の評価結果>

可燃ごみ及び不燃ごみ量 (t)	再資源化量 (t)	再資源化率	目標値 ^{注)}
2.52	0.48	19.2%	22%

注)「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」(平成30年8月、兵庫県)に掲げられている平成37年度(令和7年度)における一般廃棄物の再生利用率の目標値を示す。

表 8-13 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
地球温暖化	地球温暖化	施設の稼働	<p>< 尼崎市における温室効果ガスの排出状況 > 令和元年の排出量は 257.1 万 t-CO₂ であり、基準年(平成 25 年)の 350.2 万 t-CO₂ から 29.5% 減少している。</p> <p>< 尼崎市における二酸化炭素排出量の削減目標 > 平成 31 年 3 月に策定された「尼崎市地球温暖化対策推進計画」(平成 31 年 3 月、尼崎市)によると、目標として、「平成 42 年度(令和 12 年度)の二酸化炭素排出量を平成 25 年度比で 28%以上削減」を掲げている。</p> <p>< 事業による温室効果ガスの排出状況 > 燃料消費による温室効果ガス 現有施設(クリーンセンター第 1 工場・大高洲庁舎・クリーンセンター第 2 工場・資源リサイクルセンターの合計)における、燃料消費による温室効果ガスの排出量の算定結果は、灯油が 298.24 t-CO₂/年、LPG が 0.02 t-CO₂/年、電力が 12156.80 t-CO₂/年、都市ガスが 296.60 t-CO₂/年、軽油が 21.43 t-CO₂/年となる。</p> <p>ごみの焼却による温室効果ガス 現有施設(クリーンセンター第 1 工場・クリーンセンター第 2 工場の合計)における、ごみの焼却による温室効果ガスの排出量の算定結果を以下に示す。 【二酸化炭素(CO₂)】 廃プラスチックは 66,967.71 t-CO₂/年、合成繊維は 6,240.23 t-CO₂/年となる。 【一酸化窒素(N₂O)】 190.07 t-CO₂/年となる。 【メタン(CH₄)】 37.96 t-CO₂/年となる。</p>	<p>1. 予測結果 新施設から直接排出される温室効果ガスは 60,710 t-CO₂/年、施設外で間接的に排出される温室効果ガスは 9,093 t-CO₂/年、合計で 69,803 t-CO₂/年の温室効果ガスが排出されると予測した。この合計排出量は、尼崎市全体の 2019 年度の温室効果ガス排出量 247 万 t-CO₂/年の 3%以下である。また、新施設の発電による電力の一部は施設内で使用する計画であり、間接的に化石燃料の消費削減に寄与すると考えられる温室効果ガスの削減量は 37,697 t-CO₂/年と、新施設からの間接排出量を上回る削減量になると予測した。 現有施設から直接排出される温室効果ガスは 76,093 t-CO₂/年、施設外で間接的に排出される温室効果ガスは 12,157 t-CO₂/年、合計で 88,250 t-CO₂/年の温室効果ガスが排出されていると算出した。 なお、発電分を考慮すると、ごみの焼却を含む場合で現有施設の 66,701 t-CO₂/年から新施設の 32,106 t-CO₂/年へと 34,596 t-CO₂/年が減少、ごみの焼却を除く場合で現有施設の-8,775 t-CO₂/年から新施設の-28,487 t-CO₂/年へと 19,711 t-CO₂/年が減少すると予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・燃料使用量の削減：ごみ焼却によって発生する廃熱は、発電の他、場内の給湯等にも利用し、燃料使用量の削減に努める。 ・電力使用量の削減：冷暖房設備等については、動力部分のインバータ化・高効率化を図り、電力の使用量の削減に努める。</p> <p>3. 環境創造措置の検討 施設の稼働に伴う地球温暖化の影響(供用)による新たな環境の創造について実行可能な範囲内で検討を行った環境創造措置の内容は以下に示すとおりである。 ・エネルギーの回収・循環利用：ごみ焼却によって発生する廃熱を利用した発電を実施して、施設の稼働に必要な電力を供給し、エネルギーを回収・循環利用し、余剰分は一般電気事業者へ売電する。 ・敷地内及び建物の緑化：可能な限り敷地内及び建物の緑化等(屋上緑化、壁面緑化、太陽光パネル設置)を行う。 ・施設排水の再利用：焼却施設及びリサイクル施設の排水は可能な限り施設内で再利用し、水道使用量を低減する。</p> <p>4. 評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う地球温暖化の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 ・良好な環境の創造に係る評価 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境創造措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う地球温暖化の影響は、前項の環境創造措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で良好な環境の創造が図られているものと評価した。</p>

< 温室効果ガス予測結果 >

発生要因	現有施設 (t-CO ₂ /年)		新施設 (t-CO ₂ /年)		
	直接排出	間接排出	直接排出	間接排出	
排出	ごみの焼却	75,477	—	60,592	—
	機械等の稼働(電気使用)	—	12,157	—	9,093
	機械等の稼働(燃料使用)	616	—	117	—
	小計	76,093	12,157	60,710	9,093
	合計	88,250		69,803	
削減	発電	—	21,548	—	37,697
排出-削減	ごみ焼却を含む場合	66,701		32,106	
	ごみ焼却を含まない場合	-8,775 ^(注)		-28,487 ^(注)	

注) 新施設と現有施設の差は、-19,711t-CO₂/年となる。

表 8-14 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																								
	環境要素の区分	影響要因の区分																										
景観	景観	施設の有無	<p>・代表的な眺望地点</p> <p>調査地点は、「尼崎市都市美形成計画」(平成 23 年、尼崎市)及び実施計画書審査会意見を踏まえ、事業計画地から南西方向約 1.0km にあるウォーキングコース、北東方向約 1.4km にある東部浄化センター屋上広場、東方向約 0.4km にある中島新橋、北方向約 0.3km にある東高洲橋、北西方向約 0.2km にある尼崎市清掃局前交差点の計 5 地点を代表地点に選定した。</p> <p>現地調査の結果、いずれの地点からも事業計画地内のクリーンセンター第 1 工場、若しくはクリーンセンター第 3 工場の煙突等が視認できる。</p> <p>・重要な景観資源の分布状況</p> <p>1. 自然景観資源</p> <p>第 3 回自然環境保全基礎調査(環境省)によると、事業計画地周辺における自然景観資源は存在しない。</p> <p>2. 文化的景観資源</p> <p>事業計画地周辺においては、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、兵庫県文化財保護条例(昭和 39 年兵庫県条例第 58 号)、尼崎市文化財保護条例(昭和 57 年尼崎市条例第 7 号)に基づく調査対象区域の登録文化財、指定文化財が存在するが、事業計画地は視認できない。</p>	<p>1. 予測結果</p> <p>主要な眺望点における眺望の変化は、ウォーキングコース、東部浄化センター屋上広場、東高洲橋、尼崎清掃局前交差点においては、眺望の変化の程度は小さいと予測した。中島新橋においては、新施設の出現により眺望の変化の程度は比較的大きいことから、建物等の意匠、色彩、緑化措置等について周辺地域に調和するような対策を実施する。</p> <p>代表的な調査地点における作成したフォトモンタージュ及び予測結果概要は以下に示すとおりである。</p> <p><フォトモンタージュ及び予測結果概要></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">No.1 ウォーキングコース</th> <th colspan="2">No.2 東部浄化センター屋上広場</th> <th colspan="2">No.3 中島新橋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。</td> <td></td> <td>事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。</td> <td></td> <td>クリーンセンター第 1 工場と比較すると煙突高さは低くなるが、建物の高い部分が視野の前面に来る。そのため、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同程度となるが、新施設の出現により眺望の変化の程度は比較的大きい。</td> </tr> <tr> <th colspan="2">No.4 東高洲橋</th> <th colspan="2">No.5 尼崎市清掃局前交差点</th> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>クリーンセンター第 3 工場が解体され、新たな清掃事務所等が整備されることで、その奥側に新施設を視認することができる。そのため、本地点では眺望の変化の程度は比較的大きいが、主にクリーンセンター第 3 工場の解体に伴うものであり、煙突高さがクリーンセンター第 1 工場より低くなることからスカイライン等への影響は小さく、新施設建設に伴う眺望の変化の程度は小さいと予測した。</td> <td></td> <td>視野の前面には工場が位置していることから、新施設は一部のみ視認が可能であり、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	No.1 ウォーキングコース		No.2 東部浄化センター屋上広場		No.3 中島新橋			事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。		事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。		クリーンセンター第 1 工場と比較すると煙突高さは低くなるが、建物の高い部分が視野の前面に来る。そのため、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同程度となるが、新施設の出現により眺望の変化の程度は比較的大きい。	No.4 東高洲橋		No.5 尼崎市清掃局前交差点					クリーンセンター第 3 工場が解体され、新たな清掃事務所等が整備されることで、その奥側に新施設を視認することができる。そのため、本地点では眺望の変化の程度は比較的大きいが、主にクリーンセンター第 3 工場の解体に伴うものであり、煙突高さがクリーンセンター第 1 工場より低くなることからスカイライン等への影響は小さく、新施設建設に伴う眺望の変化の程度は小さいと予測した。		視野の前面には工場が位置していることから、新施設は一部のみ視認が可能であり、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。		
No.1 ウォーキングコース		No.2 東部浄化センター屋上広場		No.3 中島新橋																								
	事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。		事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。		クリーンセンター第 1 工場と比較すると煙突高さは低くなるが、建物の高い部分が視野の前面に来る。そのため、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同程度となるが、新施設の出現により眺望の変化の程度は比較的大きい。																							
No.4 東高洲橋		No.5 尼崎市清掃局前交差点																										
	クリーンセンター第 3 工場が解体され、新たな清掃事務所等が整備されることで、その奥側に新施設を視認することができる。そのため、本地点では眺望の変化の程度は比較的大きいが、主にクリーンセンター第 3 工場の解体に伴うものであり、煙突高さがクリーンセンター第 1 工場より低くなることからスカイライン等への影響は小さく、新施設建設に伴う眺望の変化の程度は小さいと予測した。		視野の前面には工場が位置していることから、新施設は一部のみ視認が可能であり、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。																									
<p>2. 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観環境との調和：敷地内に地域植生への影響を配慮した植栽を施すとともに、景観に配慮した色彩及びデザインを採用するなど、周辺景観との調和を図る。 ・「尼崎市都市美形成計画」との整合：建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討に当たっては、「尼崎市都市美形成計画」との整合を図る。 																												
<p>3. 評価結果</p> <p>・環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>調査及び予測の結果、事業計画地と距離が近く、建物の高くなっている部分が視野の前面に来る中島新橋、クリーンセンター第 3 工場がなくなり、その奥側に新施設を視認することができる東高洲橋は眺望の変化の程度は比較的大きいと予測した。そのため、環境保全措置として、周辺景観環境との調和等を講じることにより、景観への影響を低減する。</p> <p>以上のことから、施設の有無に伴う景観への影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>																												
<p>・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価</p> <p>施設の有無に伴う景観への影響については、対象施設の配置、形状、配色、意匠等について、「尼崎市都市美形成計画」との整合を図り、さらなる施設計画の検討を進める。</p> <p>以上のことから、施設の有無に伴う景観への影響については、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>																												

第9章 事後調査の実施に関する事項

第1節 対象事業に係る事後調査の項目及び手法

1.1 対象事業に係る事後調査の項目

対象事業に係る事後調査は、環境影響評価項目（予測及び評価を行った項目）を対象に実施することとし、環境状況等の把握及び環境保全措置又は環境創造措置の履行状況の確認を実施する。

環境状況等の把握については、環境負荷影響の重大性を考慮して、表 9-1 に示す項目及び事項について実施する。事後調査項目として選定しなかった項目の理由は、表 9-2 に示すとおりである。

表 9-1 実施する事後調査項目

環境要素		環境影響要因		事後調査項目選定	
				環境の状態等の把握	環境保全措置又は環境創造措置の履行状況の確認
大気質	二酸化窒素	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	×	
		供用	施設の稼働 施設車両の運行	×	
	二酸化硫黄	供用	施設の稼働		
	浮遊粒子状物質	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	×	
		供用	施設の稼働 施設車両の運行	×	
	有害物質	供用	施設の稼働		
騒音	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	×		
		施設の稼働に伴う騒音の発生	×		
	供用	施設車両の運行	×		
振動	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	×		
		施設の稼働に伴う振動の発生	×		
	供用	施設車両の運行	×		
悪臭	供用	施設の稼働	×		
水質	水の汚れ(BOD)	供用	施設の稼働	-	
	水の濁り(SS)	工事	施設の解体・建築	-	
		供用	施設の稼働	-	
	富栄養化(T-P、T-N)	供用	施設の稼働	-	
	溶存酸素(DO)	供用	施設の稼働	-	
	有害物質	工事	施設の解体・建築	-	
供用		施設の稼働	-		
水素イオン濃度	供用	施設の稼働	-		
地下水質	工事	施設の解体・建築	-		
土壌汚染	工事	施設の解体・建築	-		
廃棄物	工事	施設の解体・建築			
	供用	施設の稼働	×		
資源循環	工事	施設の解体・建築			
	供用	施設の稼働	×		
地球温暖化	供用	施設の稼働	×		
景観	存在	施設が存在			

表 9-2 事後調査項目として選定しない項目の理由

環境要素		環境影響要因		事後調査項目	選定しない理由
大気質	二酸化窒素	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	環境の状態等の把握（予測事項の環境調査）	工事期間中の一時的な影響であり、本事業の寄与分はわずかであることから、事後調査項目に選定しない。
		供用	施設車両の運行		将来の施設車両台数は現況より減少することとなり、予測の結果、本事業の寄与分はわずかである。そのため、事後調査項目に選定しない。
	浮遊粒子状物質	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		工事期間中の一時的な影響であり、本事業の寄与分はわずかであることから、事後調査項目に選定しない。
		供用	施設車両の運行		将来の施設車両台数は現況より減少することとなり、予測の結果、本事業の寄与分はわずかである。そのため、事後調査項目に選定しない。
騒音	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事期間中の一時的な影響であり、本事業の寄与分はわずかであることから、事後調査項目に選定しない。		
	供用	施設の稼働	計画地は工業専用地域であり規制対象外であるものの自主規制値を設定して、本施設は自主規制値内で施設を稼働する。また、現地調査及び予測の結果より本事業の寄与分はわずかであり、環境影響は小さいことから、事後調査項目に選定しない。		
		施設車両の運行	将来の施設車両台数は現況より減少することとなり、予測の結果、本事業の寄与分はわずかである。そのため、事後調査項目に選定しない。		
振動	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事期間中の一時的な影響であり、本事業の寄与分はわずかであることから、事後調査項目に選定しない。		
	供用	施設の稼働	計画地は工業専用地域であり規制対象外であるものの自主規制値を設定して、本施設は自主規制値内で施設を稼働する。また、現地調査及び予測の結果より本事業の寄与分はわずかであり、環境影響は小さいことから、事後調査項目に選定しない。		
		施設車両の運行	将来の施設車両台数は現況より減少することとなり、予測の結果、本事業の寄与分はわずかである。そのため、事後調査項目に選定しない。		
悪臭	供用	施設の稼働	現地調査及び予測の結果より本事業の影響は小さいことから、事後調査項目に選定しない。		
廃棄物	供用	施設の稼働	将来の施設稼働時の廃棄物発生量は現況と同程度であり、環境影響は小さいことから、事後調査項目に選定しない。		
資源循環	供用	施設の稼働	将来の施設稼働時の再資源化量は現況と同程度であり、環境影響は小さいことから、事後調査項目に選定しない。		
地球温暖化	供用	施設の稼働	将来の温室効果ガス排出量は現況と現況より減少すると予測されており、環境影響は小さいことから、事後調査項目に選定しない。		

1.2 対象事業に係る事後調査の手法

1) 工事中における事後調査の手法

工事中における事後調査として実施する項目の手法、期間及び頻度は、表 9-3(1)～(2)に示すとおりである。

表 9-3(1) 事後調査の項目及び手法、期間及び頻度（環境の状態等の把握）

環境要素	環境影響要因	期間・頻度	事後調査の手法
廃棄物	施設の解体・建築	工事 期間中	マニフェスト伝票、工事関係資料 (建設作業日報等)等の整理により 最終処分量及び再資源化量等を把 握する方法とする。
資源循環	施設の解体・建築	工事 期間中	

表 9-3(2) 事後調査の項目及び手法、期間及び頻度（環境保全措置の実施状況の確認）

環境要素	環境影響要因	期間・頻度	事後調査の手法	
大気質	二酸化窒素	資材及び機械の運搬に用 いる車両の運行	工事期間中	工事関係資料(建設作業日報等) 等の整理により、必要に応じて写 真等を用いて実施状況を確認す る方法とする。
	浮遊粒子状物質			
騒音	資材及び機械の運搬に用 いる車両の運行	工事期間中		
振動	資材及び機械の運搬に用 いる車両の運行	工事期間中		
水質	水の濁り(SS)	施設の解体・建築	工事排水の 放流期間中	
	有害物質			
地下水質	施設の解体・建築	掘削工事 期間中		
土壌汚染	施設の解体・建築			
廃棄物	施設の解体・建築	工事期間中		

2) 供用後における事後調査の手法

供用後における事後調査として実施する項目の手法、期間及び頻度は、表 9-4(1)～(2)に示すとおりである。

表 9-4(1) 事後調査の項目及び手法、期間及び頻度（環境の状態等の把握）

環境要素		環境影響要因	期間・頻度	事後調査の手法	事後調査の地点
大気質	二酸化窒素	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 調査期間：施設稼働後の1年間 調査頻度：4季（各1週間連続） 	P.7.1-5 に示す現地調査手法と同様の方法とする。 なお、有害物質は塩化水素、ダイオキシン類、水銀とする。	図 7.1-12 に示す予測地点とする。
	二酸化硫黄				
	浮遊粒子状物質				
	有害物質				
景観		施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> 調査期間：施設稼働後の1年間 調査頻度：1季（春季～秋季のいずれか） 	現地調査（写真撮影）による方法とする。	図 7.11-3 に示す予測地点とする。

表 9-4(2) 事後調査の項目及び手法、期間及び頻度（環境保全措置及び環境創造要因の実施状況の確認）

環境要素		環境影響要因	期間・頻度	事後調査の手法
大気質	二酸化窒素	施設の稼働	施設稼働後の1年間	竣工図及び維持管理の関係資料等の整理により、必要に応じて写真等を用いて実施状況を確認する方法とする。
	二酸化硫黄			
	浮遊粒子状物質			
	有害物質			
騒音		施設の稼働	施設稼働後の1年間	
振動		施設の稼働	施設稼働後の1年間	
悪臭		施設の稼働	施設稼働後の1年間	
水質	水の汚れ(BOD)	施設の稼働	施設稼働後の1年間	
	水の濁り(SS)			
	富栄養化(T-P、T-N)			
	溶存酸素(DO)			
	有害物質			
	水素イオン濃度			
廃棄物		施設の稼働	施設稼働後の1年間	
地球温暖化		施設の稼働	施設稼働後の1年間	
景観		施設の存在	施設稼働後の1年間	現地調査（写真撮影）及び竣工図等の資料の整理による方法とする。

第2節 事後調査を行う期間及び頻度

事後調査を行う期間及び頻度は、前掲の表 9-3(1)～(2)及び表 9-4(1)～(2)に示すとおりである。

第3節 その他市長が必要があると認める事項

該当はありません。

第10章 環境影響評価を行った者の氏名及び住所

環境影響評価を事業者から委託された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地は次のとおりである。

パシフィックコンサルタンツ株式会社
上席執行役員 大阪本社長 日高 彰
大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号

第11章 その他市長が必要があると認める事項
該当有りません。

第12章 その他

対象事業に適用される法令及びそれに基づく主要な許認可等は、表 12-1 に示すとおりである。

表 12-1 対象事業に適用される法令及びそれに基づく許認可等

適 用 法 令	許 認 可 等
都市計画法	都市計画の変更
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理施設の設置届出
消防法	危険物貯蔵所設置許可申請
建築基準法	建築確認申請
大気汚染防止法	ばい煙発生施設の設置届出 水銀排出施設の設置届出
ダイオキシン類対策特別措置法 水質汚濁防止法	特定施設設置届出
土壌汚染対策法	土地の形質の変更届出
景観法	景観計画区域内における行為の届出